

[改定] 勝山市都市計画マスタープラン 概要版

第1章 勝山市都市計画マスタープランの役割・構成等

1. 改定の経緯と背景

◆勝山市都市計画マスタープラン

- ・平成15年(2003年)3月策定：都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」
- ・平成21年(2009年)3月一部見直し「追補版」：社会情勢の変化や中部縦貫自動車道の一部開通等の喫緊の課題に対応
- ・平成23年(2011年)3月改訂：第5次総合計画との整合、エコミュージアムやジオパークを生かしたまちづくりを目指す

◆勝山市立地適正化計画

- ・平成31年(2019年)3月策定：コンパクトシティ+ネットワークによる持続可能な都市経営を目指す

◆勝山市のまちづくり

- ・歴史遺産、自然遺産、産業遺産、地形・地質遺産等を生かした協働のまちづくりや観光振興策
- ・令和2年(2020年)6月：道の駅「恐竜渓谷かつやま」オープン
- ・令和5年(2023年)夏予定：福井県立恐竜博物館の機能強化
- ・令和6年(2024年)春予定：北陸新幹線福井・敦賀開業
- ・令和8年(2026年)春予定：中部縦貫自動車道の県内全線開通

➔勝山市のまちづくりへの好循環が期待

◆勝山市まちづくりを取り巻く社会情勢

- ・人口減少、若者世代の流出、高齢化の進展
(令和2年(2020年)国勢調査により過疎地域の指定)
- ・空き家・空き地の増加、地域活力の低下
- ・脱炭素社会、デジタル化、ニューノーマル等への対応

◆勝山市都市計画マスタープラン改定の目的

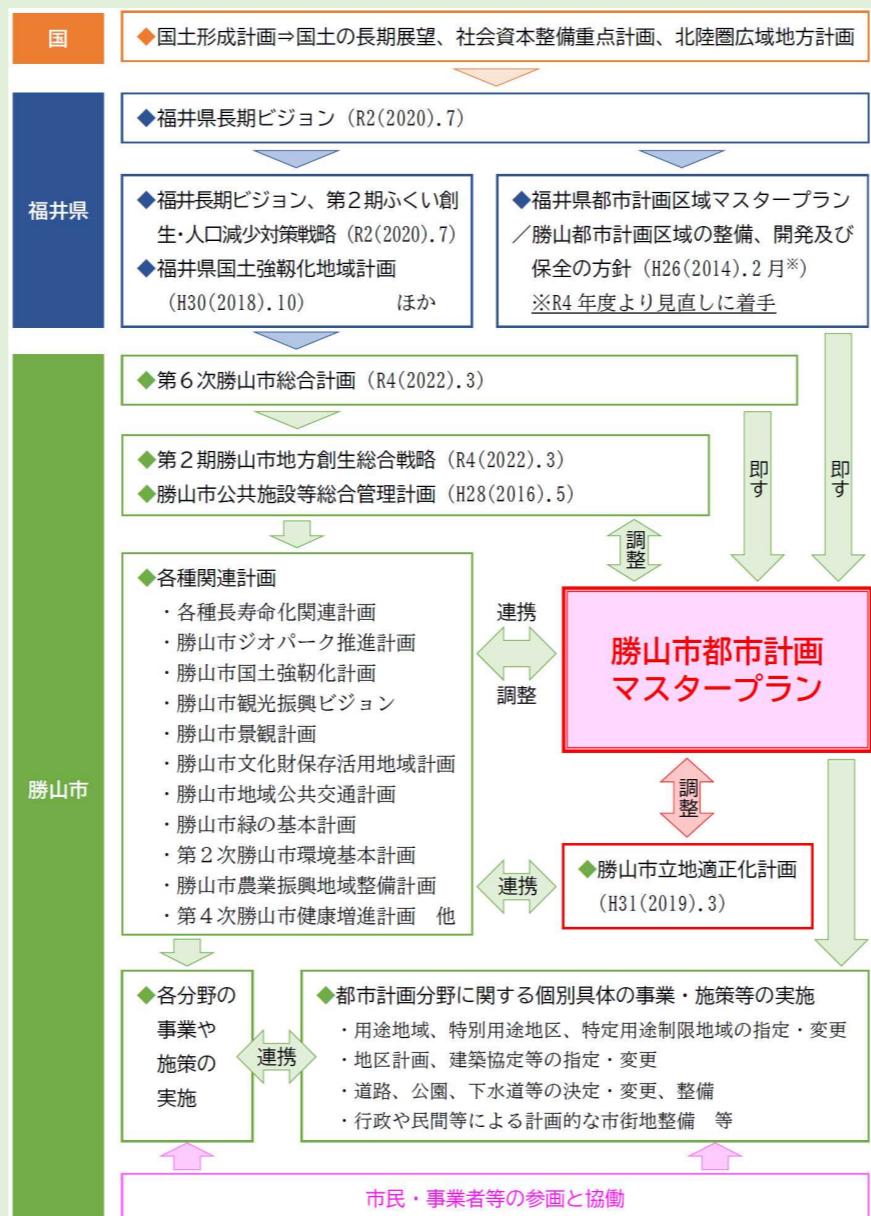
- ・現行計画が目標年次を迎えた中で、勝山市の今後10年間のまちづくりの指針となる「第6次勝山市総合計画」や関連計画等と整合を図るとともに、厳しい社会情勢にある中でも、勝山市の特長を生かし、これまで以上に安全に住み続けられる地域づくりや活力のある持続可能なまちづくりを、より効果的・効率的に目指す。

2. 都市計画マスタープランの役割

- ① 市民や事業者等との協働により実現すべき都市の将来像を明らかにする
- ② 具体的な都市計画の決定・変更の指針となる
- ③ 個別の都市計画や関連計画等との相互調整を図る

- ・計画の対象区域は勝山市全域
- ・概ね20年後の長期的展望を見据えた中で、概ね10年後の令和13年(2031年)度を目標年次に設定

3. 都市計画マスタープランの位置づけ



第2章 まちづくりの主要課題

1. 勝山市のまちづくりを取り巻く社会潮流

- ①人口減少、少子高齢社会への対応
- ②地球規模の環境問題の深刻化
- ③大規模災害への備え
- ④目まぐるしい科学技術の進歩
- ⑤SDGs(持続可能な開発目標)への寄与
- ⑥新型コロナ危機への対応
- ⑦民間の資本・ノウハウの活用、協働のまちづくり

2. まちづくり主要課題

- ①高齢者が安心して住み続けられ、若者が住みたくなるまち
- ②市民、事業者、行政の協働による市街地の再生
- ③防災減災、国土強靱化への対応
- ④雪対策の強化

3. 勝山市都市計画マスタープラン改定の視点

- 視点①：第6次勝山市総合計画との相互調整**
- 視点②：これまでのマスタープランの継承と新たな課題への対応**
 - ・まちづくりの基本的な方向性は大きく変えずに継承
 - ・市民の暮らしやすさの向上、勝山市の魅力づくりや賑わい創出等に着実に繋げるために必要な見直し
 - ・人口減少や少子化の急激な進展、社会基盤の老朽化、災害の激甚化など新たな課題に対しては的確に見直し
- 視点③：防災減災のまちづくり**
 - ・ハード・ソフトの連携、防災・減災の視点
- 視点④：市街地や農山村地域の特長を生かした持続可能なまちづくり**
 - ・市街地や農山村地域など、それぞれの地域での持続可能なまちづくりを目指す
- 視点⑤：関連部署との相互連携による総合的なまちづくり**
 - ・課題や情報を共有し、総合的なまちづくりを目指す
- 視点⑥：市民・事業者等の参画と協働のまちづくりの深度化**
 - ・主体的に参画したくなるような意識づくり
- 視点⑦：市民や事業者等の共感を得られる計画づくり**
 - ・まちづくりに対する市民のニーズ等への的確な対応
 - ・分かりやすい表現等への配慮

第3章 まちづくりの目標

基本目標

基本目標のイメージ（目指すまちの姿）

わいわい

市民や事業者だけでなく、勝山市外に住む関係人口も積極的にまちづくりに参画し、各主体の得意分野を生かしながら、いろんな場面で協働のまちづくりが活発に行われるまちを目指します。

交通アクセスの向上や新しい技術の活用などにより、農業、工業、商業、観光の各産業活動の活性化を図ります。

わくわく

市街地や農山村地域など市民のライフスタイルに応じた居住場の選択が可能で、それぞれの地域でのコミュニティ活動を通じて、市民がいきいきと暮らせるまちを目指します。

ジオパークの推進により、地域の魅力や活力の一層の向上を図り、訪れる人がまちを楽しむとともに、関係人口の構築を目指します。

安全安心のまち

定住や産業の活性化等を推進する上で、災害に対する強靭さが必須要件であり、土砂災害や洪水、地震、火災などの災害に強いまちづくりを目指します。特に、冬期の課題である雪対策の強化を図ります。

市民の生活や産業活動の基礎となる社会基盤や公共施設の老朽化等に対応して適切な維持管理・更新等を図り、まちの安全性を高めます。

かつやま

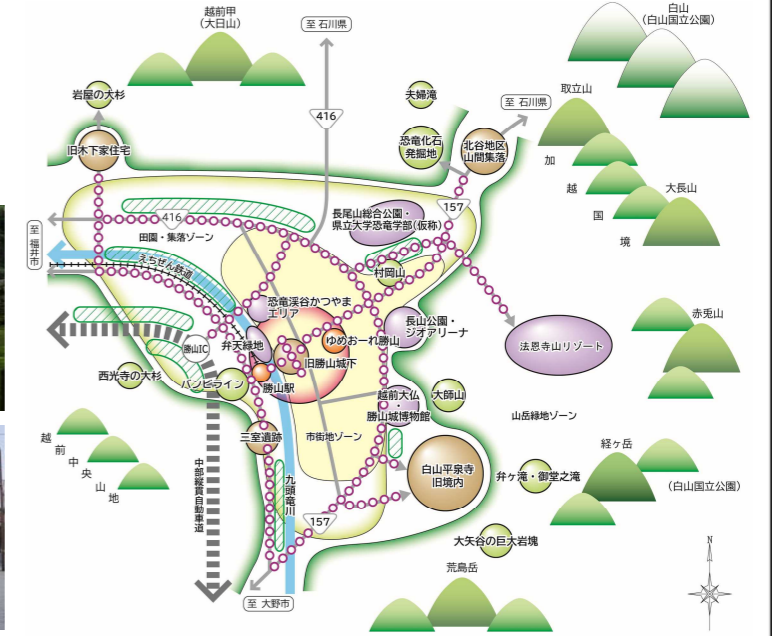
「わいわい」「わくわく」「安全安心」のまちづくりを総合的に進めることで、まちの個性や魅力を高め、まちに対する誇りや愛着につなげます。

そして、人口減少や少子・高齢化、財政の悪化などの厳しい社会情勢にある中でも、いつまでも住み続けたい、帰ってきたい、いつかは住んでみたいと思えるまち＝「選ばれるまち かつやま」の実現を目指します。

まちづくりの基本方針

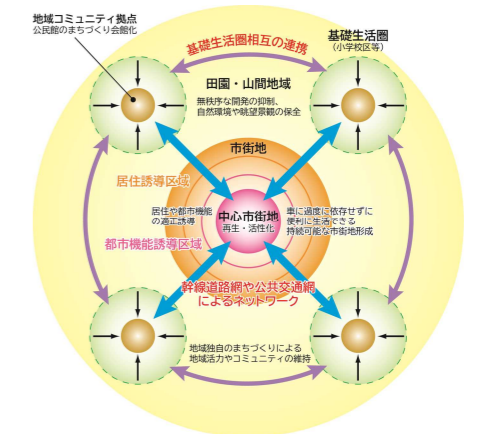
基本方針1 地域資源を生かした魅力あるまちづくり

- (1) ジオパークの推進による持続可能なまちづくり
- (2) ふるさとの原風景や美しい眺望景観の保全と活用
- (3) 歴史的まちなみの保全と活用



基本方針2 持続可能な都市構造の形成と活力あるまちづくり

- (1) コンパクトシティ+ネットワークの推進
- (2) 勝山市の優位性を生かした産業の適正立地
- (3) 農山村地域のコミュニティの活性化



基本方針3 効率的で人にやさしい都市基盤の整備による安心して暮らせるまちづくり

- (1) 計画的な都市基盤の整備と維持管理
- (2) 雪に強いまちづくりと防災対策の推進
- (3) 安全で快適な歩行者・自転車空間の整備



基本方針4 市民と行政が育む協働のまちづくり

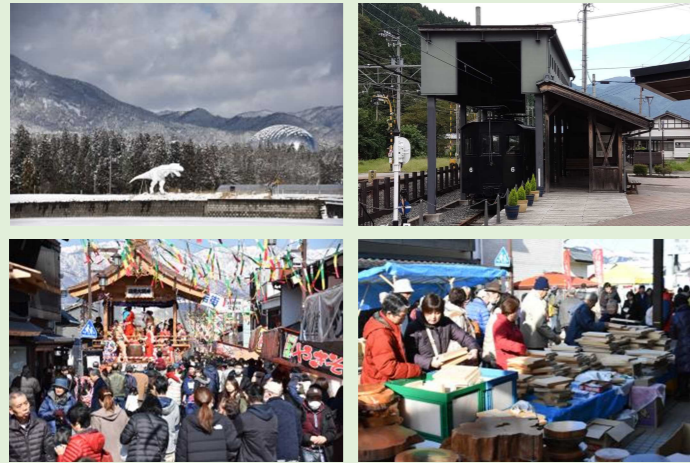
- (1) まちに対する誇りや愛着心の醸成と全ての人々が活躍できるまちづくり
- (2) 行政の横断的な組織体制づくり
- (3) 市民協働によるまちづくりの推進



第4章 分野別のまちづくり方針

1. 地域資源の継承と活用の方針

- ・ジオパークの理念に則った持続可能な地域資源の継承
- ・まちに対する誇りや愛着心の醸成、地域活動の活性化や市内周遊の促進、関係人口の創出等につなげ、将来にわたり活力のあるまちづくりを目指す
- ・先進地視察やまちづくりシンポジウムの開催等と合わせ、新たな担い手づくりや市民主体のまちづくりを推進



2. 土地利用の方針

- ①勝山市の魅力を高めるための総合的な土地利用の調整
 - ・災害リスクの高いエリアでの開発規制
- ②人にやさしく歩いて暮らせる機能集約型のまちの形成
 - ・立地適正化計画と連携したコンパクトなまちづくり
 - ・車に過度に依存せずに暮らせる人にやさしいまち
- ③多様なライフスタイルに対応した住み続けられる地域づくり
 - ・中心市街地一帯の賑わいのあるまちづくり
 - ・農山村地域との交通ネットワークの強化、身近な生活空間の再整備、コミュニティ機能の強化

■恐竜渓谷かつやまエリア(道の駅「恐竜渓谷かつやま」周辺)

- ・道の駅「恐竜渓谷かつやま」を補完し、市内への周遊を促す交流拠点としての機能の導入
- ・玄関口にふさわしい景観形成



■土地利用の適正化に関する方針

- ・用途地域指定の適正化、地区計画制度等の活用

3. 交通体系整備の方針

- ①地域資源のネットワークづくり
 - ・道路網や公共交通網によるネットワークの強化
- ②広域的な交流や連携を支える道づくり
 - ・中部縦貫自動車道の県内全線開通の実現
 - ・国道157号の4車線化促進の要望 等
- ③風格のある道づくり
 - ・国道416号等での沿道開発の抑制、眺望景観保全
 - ・ほこみち制度等による賑わい創出(元禄線)
 - ・歴史的な趣のある道路景観の維持(本町通り等)
- ④人にやさしく生活を支える安全な交通環境づくり
 - ・道路の維持管理・更新、長寿命化、狭小道路の改善
 - ・消雪施設の維持管理・更新、円滑な除排雪体制
 - ・市民生活を支える利用しやすい公共交通網の実現



4. 公園・緑地整備の方針

- ①勝山市を取り巻く自然の緑の保全・継承
 - ・山々、田園、河川等の自然の緑の保全
- ②地域のニーズに対応した公園緑地等の確保と再整備
 - ・既存公園の再整備、地域課題に応じた公園の配置
- ③公園施設の長寿命化と適切な維持管理体制づくり
 - ・公園施設の適切な修繕、民間等による維持管理
- ④水と緑のネットワークの形成
 - ・道路、河川・水路等を利用した周遊・滞在性の向上
- ⑤市民とともに身近な花と緑をつくり育てる
 - ・緑化活動に対する意識づくり、助成制度の活用

■長尾山総合公園(かつやま恐竜の森)

- ・Park-PFIによる公園の再整備、管理運営の一元化
- ・福井県立大学恐竜学部(仮称)開設に伴うアクセス道路の整備、公園の都市計画変更

■中央公園

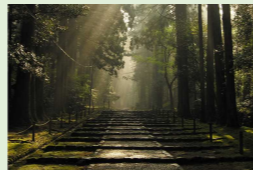
- ・避難場所としての防災機能の強化
- ・市民が集い賑わいのあるエリア形成に向けた再整備

5. 上下水道・河川整備の方針

- ①安心できる水を安定して供給しつづける水道を目指して/上水道
 - ・安全で安心な水道水を安定して供給し続けるための効率的かつ計画的な水道施設の整備と更新
 - ・災害に強い水道の構築
- ②快適な生活環境の形成/下水道
 - ・水洗化率の向上
 - ・下水道施設(処理場・管路)の適切な維持管理と効率的な改築更新
 - ・公共下水道と農業集落排水の接続の検討、し尿処理との共同化
- ③安全な川づくり/河川
 - ・国や県と連携し河川改修や雨水排水対策の促進
 - ・改修に際しては、景観に配慮した整備や親水性の確保など水と緑のネットワークとしての活用を図る

6. 景観形成の方針

- ①霊峰白山を背景に、稜線が重なる雄大な山並みの眺望景観を守る
- ②四季の移ろいを、見て触れて感じることができる自然とともに生きる
- ③悠久の時の流れが、今に語りかける歴史と伝統に学ぶ
- ④暮らしの中に伝統文化が息づく優美な集落景観を育てる
- ⑤勝山固有の風景に美しく調和した施設景観を創造する
- ⑥市民の誇りである勝山の景観を未来へ継承する思いを共有する



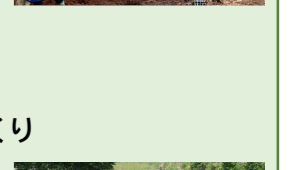
7. 防災まちづくりの方針

- ①災害に強いまちづくり
 - ・「防災」と「減災」からの視点
 - ・AIやICT技術も活用し、ハード・ソフトの両面で災害に強いまちづくりを推進
- ②雪に強いまちづくり
 - ・ハード・ソフト両面での雪対策の強化
 - ・地域ぐるみによる除雪活動の推進
- ③建築物の耐震化と防火の推進
 - ・古い木造住宅の耐震改修の促進
 - ・木造密集市街地における建築物の不燃化促進、避難路や緊急車両の進入路の安全確保
- ④地域レベルの防災活動の推進
 - ・自助・共助・公助の考えに基づく地域ぐるみでの災害に強いまちづくり



8. 環境保全の方針

- ①循環型社会の構築
 - ・3Rの推進、
 - ・ごみの不法投棄の防止
- ②脱炭素社会の構築
 - ・ゼロカーボンシティの実現
 - ・省エネ、再エネ、森林保全
- ③自然共生社会の構築
 - ・希少動植物の保全
 - ・持続可能な農林業
- ④環境保全に関心をもてる人づくり
 - ・小中学校におけるESDの推進
 - ・市民向け環境学習機会の提供
- ⑤環境に配慮した安全で快適に暮らせるまちづくり
 - ・公共交通の利用促進
 - ・大気汚染や水質汚濁の防止
 - ・自然災害に対する適応力の強化



第5章 実現のための方策

1. 市民と行政が育む協働のまちづくりの推進

・市民が誇りと愛着をもちながら、安全・安心な環境の下でいきいきと暮らせるまちをつくるため、市民、事業者等と行政が役割を分担しながら、協働でまちづくりを推進



2. 実現のための各種方策

(1) 協働のまちづくりを進めるための方策

- ①都市計画マスタープランやまちづくりに関する積極的な情報提供
 - ・広報誌、ホームページ、SNS 等
- ②まちづくりへの参画機会の充実
 - ・アンケート、説明会、ワークショップ、パブリックコメント 等
- ③にこにこ地域づくり基金の活用
 - ・地域資源を生かしたまちづくり活動や学習体験、専門家のアドバイザー制度 等
- ④市民活動拠点の整備
 - ・集会所や集落センターの機能更新、まちづくり会館を中心とした市民主体のまちづくり 等
- ⑤民間活力の活用
 - ・指定管理者制度、Park-PFI 等
- ⑥次代のまちづくりを担う人材の育成と担い手間の連携
 - ・シンポジウム、フォーラム、まち歩き、次世代のまちづくりリーダーの育成 等

(2) まちづくりに関する各種制度・事業の活用

- ①まちづくりに関する提案制度(都市計画提案制度 等)
- ②良好なまちの形成に関する法制度

用途地域、特別用地地区、特定用途制限地域、地区計画、居住誘導・都市機能誘導区域、景観計画、屋外広告物条例、都市再生整備計画事業、小さな拠点づくり 等

(参考)

計画改定の経緯

会議名等	時 期	備 考
第52回 都市計画審議会	R2.3.19	・勝山市長より諮問
第53回 都市計画審議会	R3.1.25	・改定方針、スケジュール ※新型コロナのため書面開催
市民アンケート(※)	R3.2.4~ R3.2.15	・回答1,492人
第54回 都市計画審議会	R3.6.23	・マスタープランの改定について
中高生アンケート(※)	R3.6.~8.	・中学生：回答518人 ・高校生：回答365人
区長会との意見交換(※)	R3.10.~11	
勝山高校生ワークショップ	R3.11.28	テーマ①：勝山市でどんな風に暮らしたいか テーマ②：勝山市にどんなものがあると良いか テーマ③：勝山市のどんなところを残したいか
第55回 都市計画審議会	R4.1.20	・マスタープランの改定、都市計画変更について
第56回 都市計画審議会	R4.2.17	・用途地域、特別用途地区の変更について
第57回 都市計画審議会	R4.3.28	・マスタープランの改定について
福井県都市計画課協議	R4.5.	・改定原案の意見照会
パブリックコメント	R4.5.23~ R4.6.17	・意見提出数：4件
第58回 都市計画審議会	R4.6.22	・勝山市都市計画マスタープラン原案策定
市長への答申	R4.6.22	・都市計画審議会より
勝山市議会	R4.6.23	・勝山市都市計画マスタープラン原案の上程
勝山市議会	R4.6.23	・[改定] 勝山市都市計画マスタープランの策定について議決

(※) 第6次勝山市総合計画の策定において実施したものであり、結果や意見を勝山市都市計画マスタープラン改定の参考とした。

3. 都市計画マスタープランの進行管理

(1) 関係部署との連携による総合的なまちづくりの推進

・都市計画マスタープランの関係部署と共有、プロジェクトチーム等による横断的な取組体制による総合的・弾力的なまちづくりの推進

・緊急性や事業費、整備による波及効果等を勘案しながら、優先順位を付けて事業を推進

(2) PDCAサイクルによる進行管理(右図参照)

(3) 都市計画マスタープランの見直し

・上位計画の変更や大幅な事業計画の見直し、都市の構造やまちづくりの方向性に大きな影響を及ぼすような社会経済情勢の変化等が生じた場合、適切な時期に見直し

・見直しに際しては、PDCAサイクルの流れを取り入れながら、求められる社会ニーズや市民ニーズに的確に応えられるよう内容の充実を図る

